優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十二年四月十九日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先出資償却原資（特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことを簡易減資消却の要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後の（A）当社の維持・運営にかかる債務の支払、（B）各種積立金の積立て、（C）利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として計算した金六〇七〇万円。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は二一一四口である。A号優先出資については六〇九口、B号優先出資については六〇五口を消却する。

六、優先出資の消却の方法

消却金額は一口につき金五万円とし、下記の計算式に基づいて全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

減資消却可能額（円）	×	各優先出資社員の保有口数 / 優先出資の発行済総口数
五万（円）		

＝各優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金六〇七〇万円（うち、A号優先出資については三〇四五万円、B号優先出資については三〇二五万円）

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十二年四月二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・エイト・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十二年四月十九日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先出資償却原資（特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことを簡易減資消却の要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後の（A）当社の維持・運営にかかる債務の支払、（B）各種積立金の積立て、（C）利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として計算した金一億三五四〇万円。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は三種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は二七〇八口である。シニアA号優先出資については六八一口、ジュニアA号優先出資については六八二口、B号優先出資については一三四五口を消却する。

六、優先出資の消却の方法

消却金額は一口につき金五万円とし、下記の計算式に基づいて全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

減資消却可能額（円）	×	各優先出資社員の保有口数 / 優先出資の発行済総口数
五万（円）		

＝各優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金一億三五四〇万円（うち、シニアA号優先出資については三四〇五万円、ジュニアA号優先出資については三四一〇万円、B号優先出資については六七二五万円）

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社は三種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十二年四月二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・フォーティーン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年４月２日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社昭建　②北海道知事　石狩(3)第6221号　③代表取締役　出口雅一　④札幌市厚別区大谷地東４丁目２番15号　有限会社昭建　代表取締役　出口雅一

①有限会社藤井殖産　②千葉県知事(5)12015　③代表取締役　藤井達巳　④千葉県野田市吉春45番地　有限会社藤井殖産　代表取締役　藤井達巳

①オリックス・アルファ株式会社　②国土交通大臣(3)5592　③代表取締役　松崎勉　④東京都中央区日本橋小舟町12番15号　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋小舟町12番15号　オリックス・アルファ株式会社　代表取締役　松崎勉

①千秋商事株式会社　②東京都知事(8)43566　③代表取締役　清水孝修　④東京都中央区銀座二丁目２番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座二丁目２番２号　千秋商事株式会社　代表取締役　清水孝修